

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和 2 年 9 月 9 日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

チエンカルバゾンメチル

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和 2 年 6 月 6 日（土）～ 令和 2 年 7 月 5 日（日）

(4) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

・ 封書によるもの	0 通
・ ファックスによるもの	0 通
・ 電子メールによるもの	1 通

(2) 御意見の延べ総数 1 件

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方 別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	藻類の急性影響濃度(AECa)については、藻類[i]の ErC50(1,040 μg/L)を採用し、1,040 μg/L として、水域 PECと比較しているが、ミトコンドリアへの急性影響濃度を確認する必要があるのではないか？ミトコンドリアに影響があれば、生態系全体にも影響を及ぼすリスクがある。	水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（以下、「水産基準」という。）の設定に当たっては、水域の生活環境動植物の被害防止の観点から、農薬取締法テストガイドラインが定めている種に対する、生物個体又は個体群への影響に係る試験結果に基づき、評価を実施しています。 藻類生長阻害試験においては、被験物質が藻類の生長（生物量の増加）に及ぼす影響を評価しています。